

# ○玉名市補助金等交付規則

平成17年10月3日

規則第40号

改正 平成18年7月31日規則第64号

平成26年12月25日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、法令、条例及び他の規則等に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外のものに対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金（助成金、交付金及び奨励金を含む。）

(2) 利子補給金（別に定めるものを除く。）

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者」とは、補助事業等を行うものをいう。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとするものは、次の各号に掲げる書類を付した補助金等交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 当該年度収支予算書（様式第2号）又はこれに代わる書類

(3) 規約、定款、会則その他事業実施に関する重要な諸規定

2 前項に定める申請書は、補助金等の交付の対象となる補助事業等の実施前に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であると認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。  
(決定の通知)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者へ通知するものとする。

(計画変更の申請等)

第6条 補助事業者は、次の各号に該当する場合には延滞なく補助金等変更申請書（様式第4号）に第3条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、延滞なく市長に報告しその指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、補助金等交付取消・変更通知書（様式第5号）により、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(関係書類の整備)

第7条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかななければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、30日以内に次に掲げる書

類を付した補助金等実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書(様式第2号)又はこれに代わる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平26規則25・一部改正)

(補助金等の交付)

第9条 補助金等は、前条の規定により報告のあった内容について審査し、補助事業等の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助事業等の終了後(補助事業等が継続して行われている場合は、各年度終了後)に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

3 補助事業者は、第1項の補助金等を請求するときは、請求書に補助金等交付決定通知書の写しを添えて請求しなければならない。

(補助金等の返還)

第10条 市長は、補助事業者が補助事業等に関して次の各号に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (4) 第9条第1項の規定による審査の結果、第4条の規定により決定した補助金等の額が補助事業等に要した経費の額(自己負担金その他の補助金等以外の収入がある場合は、当該自己負担金その他の補助金等以外の収入を控除した額)を超えることが判明したとき。

2 前項の場合において、取消しの部分について既に補助金等の交付がされている

ときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 2 6 規則 2 5 ・ 一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 7 年 1 0 月 3 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の玉名市補助金、助成金交付取扱規則（昭和 4 8 年玉名市規則第 1 2 号）、岱明町補助金等交付規則（昭和 5 9 年岱明町規則第 3 号）、横島町単独事業等補助金交付要綱（平成 1 2 年横島町告示第 3 1 号）又は天水町補助金交付規則（昭和 5 6 年天水町規則第 1 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 1 8 年 7 月 3 1 日規則第 6 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日規則第 2 5 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の玉名市補助金等交付規則の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金等について適用し、同日前の申請に係る補助金等については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

玉名市長 様

(申請者) 住 所  
団体名  
代表者名



年度 事業補助金等交付申請書

玉名市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業等の名称

2 補助事業等の目的

3 補助金申請額

[当該事業費

円

円]

様式第2号(第3条、第8条関係)

収支予算書(収支決算書)

1 収入の部

区分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (予算額)	比較	備考
計				

2 支出の部

区分	予算額 (決算額)	前年度予算額 (予算額)	比較	備考
計				

- ※ 1 収入の部は自己負担金(会費)も含めて記入すること。  
2 支出の部の区分欄は、経費(消耗品費、通信運搬費、工事費、補償費)等を記入し、備考欄に、区分ごとに充当される市の補助金額を記入すること。  
3 計欄は事業費総額の金額とする。

様式第3号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

(申請者) 住 所  
          団体名  
          代表者名               様

玉名市長

年度           事業補助金等交付決定通知書

      年 月 日付けで交付申請のあった       年度       事業に対する補助  
金については、玉名市補助金等交付規則第4条の規定に基づき下記のとおり交付決定したの  
で通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金額   円
- 3 補助金は、事業終了後確定された金額を請求により交付する。請求の際には、本書の写しを添付すること。
- 4 交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
  - (2) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
  - (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、延滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 事業終了後30日以内に事業実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 5 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助の取消し若しくは補助決定額を減額し、既に交付されたものについては、返還を命ずることがある。
- 6 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査することがある。
- 7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

玉名市長 様

(申請者) 住 所  
団体名  
代表者名



年度 事業補助金等変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 事業について、次のとおり変更したいので、玉名市補助金等交付規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 変更交付申請額 円  
[前回までの交付予定額 円]
- 3 添付書類



様式第5号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

(申請者) 住 所  
          団体名  
          代表者名                   様

玉名市長

年度           事業補助金等交付取消・変更通知書

          年 月 日付け           第           号で通知した           年度           事業  
に対する補助金については、玉名市補助金等交付規則第6条第3項の規定により下記のとおり  
交付の決定を取消・変更したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金額変更交付決定額                   円  
    [前回までの交付決定額                   円]
- 3 取消・変更の理由

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

玉名市長 様

(申請者)住 所

団体名

代表者名



年度 事業補助金等実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定に基づき、 年度  
事業を実施したので、玉名市補助金等交付規則第8条の規定により、  
関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 事業実施報告書
- 2 収支決算書又は決算見込書
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条、第8条関係）

（平26規則25・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

（平18規則64・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第8条関係）

（平18規則64・一部改正）